

福井県技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ

普通会計

区分	公務員				民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	類似職種	平均年齢	平均給与月額
全体	45.8 歳	353 人	347,452 円	388,329 円	-	-	-
うち土木管理技術員	44.5 歳	93 人	347,837 円	390,286 円	-	-	-
うち校務員	44.4 歳	64 人	314,982 円	345,634 円	-	-	-
うち調理師	45.3 歳	53 人	355,183 円	392,757 円	調理士	41.1 歳	241,300 円
うち自動車運転手	48.2 歳	39 人	370,394 円	435,124 円	自家用乗用自動車運転者	57.9 歳	232,400 円
うち農業技術員	46.1 歳	27 人	362,809 円	402,159 円	-	-	-
うち電話交換手	39.6 歳	14 人	303,121 円	328,999 円	-	-	-
うち守衛	43.6 歳	7 人	336,600 円	380,533 円	守衛	52.5 歳	284,600 円

公務員のデータは19年4月1日現在のものを掲載しています。

7名以上の主な職種について掲載しています。

「平均給料月額」とは職員の基本給の平均、「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

民間データは総務省から提供されたもので、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」(日々雇用者等を含む企業規模10人以上が対象)のデータを使用しています。(平成16年～平成18年の3か年の平均)

公務員の職種と民間職種等の比較にあたり、公務員では臨時・非常勤職員を含まず、民間職種では日々雇用職員等が含まれるなど、年齢、業務内容、雇用形態、経験年数等の点において差異があります。

各職種の主な業務内容

土木管理技術員	パトロールや土木施設等の維持管理業務等を行います。 許認可業務の審査および起案の補助を行います。
校務員	学校の施設管理の業務を行います。
調理師	主に県立病院において、3交替制で食事の調理業務を行います。
自動車運転手	知事や議長等の公用車の運転や点検・管理の業務を行います。
農業技術員	主に試験圃場や作業機械等の管理業務と研究対象植物の栽培管理を行います。
電話交換手	警察署において電話交換の業務を行います。
守衛	庁舎内および構内の取締り、火災の予防や盗難の防止等の業務を行います。

電気事業会計

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
全体	45.5 歳	8 人	364,987 円	447,248 円

工業用水道事業会計

対象となる職員が少なく個人情報が特定されるため、個人情報保護の観点から掲載しません。

水道用水供給事業会計

対象となる職員が少なく個人情報が特定されるため、個人情報保護の観点から掲載しません。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

普通会計

(単位：人)

年 齢	24～ 27	28～ 31	32～ 35	36～ 39	40～ 43	44～ 47	48～ 51	52～ 55	56～ 59	60歳 以上	合計
全体	1	18	32	49	56	66	27	35	62	7	353
うち土木管理 技術員	0	8	9	17	12	17	6	10	14	0	93
うち校務員	0	2	5	13	16	13	2	1	8	4	64
うち調理師	0	0	8	7	12	8	6	4	8	0	53
うち自動車運 転手	0	3	1	3	4	9	2	5	12	0	39
うち農業技術 員	0	1	3	1	3	9	4	4	2	0	27
うち電話交換 手	0	3	1	5	2	0	1	0	2	0	14
うち守衛	0	0	1	1	2	1	1	0	1	0	7

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

独自作成給料表を適用

(給料表の水準について、平成18年度からおおむね5年間で平均4.8%引き下げます。)

イ 技能労務職の特殊勤務手当一覧

種 類	概 要	手 当 額
ダム管理業務に従事する職員の手当	ダム管理業務に従事したとき	日額 570 円
大型自動車等の道路上運転作業に従事する職員の手当	大型特殊自動車等を運転したとき	日額 220 円
特殊現場作業に従事する職員の手当	高所・急傾斜地・水面下・落石等の現場での作業に従事したとき	日額 380 円～670 円
除雪作業等に従事する職員の手当	除雪車による除雪作業等	日額 310 円・530 円
災害応急作業等に従事する職員の手当	災害が発生した場合の巡回監視、応急作業等	日額 620 円・940 円
危険薬剤または有害物質の取扱作業等に従事する職員の手当	危険性を有する薬剤等を取り扱う業務に従事したとき	日額 230 円
家畜等取扱作業に従事する職員の手当	種雄畜などを制する作業、犬の捕獲・処分等	日額 240 円・540 円
牧場業務に従事する職員の手当	牧場業務に従事したとき	日額 640 円
漁労作業に従事する職員の手当	実習船に乗り組み、漁労作業に従事したとき	(販売額 - 経費等) × 18%
入きょ作業に従事する職員の手当	実習船船体のさび落とし、塗装の作業	日額 380 円
道路上の作業に従事する職員の手当	道路の維持補修の作業	日額 230 円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給

ただし、平成21年度末まで、1号給の昇給抑制を実施

2 基本的な考え方

本県においては、平成 18 年 3 月に策定した「行財政改革実行プラン」に基づき、職員数の削減、財務管理の適正化などに取り組んできましたが、さらなる行財政改革を行うため、平成 20 年 2 月に「新行財政改革実行プラン」を策定しました。

この「新行財政改革実行プラン」に基づき、技能労務職についても職員数の適正な管理、適正な給与水準への移行、アウトソーシング等を推進することとしています。

3 具体的な取組内容

給与の適正化

給与水準

平成 20 年度中 地方公営企業法第 38 条を踏まえ、適正な給与水準について検討し、結論を得る。

技能労務職員については、地方公務員法とは別の法律で定めることになっており(同法第 57 条) 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項において地方公営企業法第 38 条の規定を準用するとされています。

地方公営企業法第 38 条

3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

特殊勤務手当の見直し

平成 20 年 4 月 支給額の引下げ等を実施

種 類	手 当 額	改 正 後
ダム管理業務に従事する職員の手当	日額 570 円	日額 560 円 特殊現場手当に統合
大型自動車等の道路上運転作業に従事する職員の手当	日額 220 円	据置き
特殊現場作業に従事する職員の手当	日額 380 円～670 円	日額 350 円～560 円
除雪作業等に従事する職員の手当	日額 310 円・530 円	廃止
災害応急作業等に従事する職員の手当	日額 620 円・940 円	日額 710 円・1080 円
危険薬剤または有害物質の取扱作業等に従事する職員の手当	日額 230 円	据置き
家畜等取扱作業に従事する職員の手当	日額 240 円・540 円	据置き
牧場業務に従事する職員の手当	日額 640 円	支給対象業務に従事する時間が 4 時間未満の場合は日額に 60/100 を乗じる
漁労作業に従事する職員の手当	(販売額 - 経費等) × 18%	据置き
入きょ作業に従事する職員の手当	日額 380 円	廃止
道路上の作業に従事する職員の手当	日額 230 円	道路上での大型動物の死体処理を支給対象業務に追加

4 その他

職員数の適正な管理

退職不補充

平成 13 年 4 月から新たな採用をしていません。

今後とも、事務事業の見直しを行いながら適正な定員管理に努めます。

技能労務職員職員数の推移（見込み）

平成 19 年 4 月 364 人

平成 22 年 4 月 308 人

平成 24 年 4 月 279 人

アウトソーシングの推進

県民へのサービスを向上するため、民間のノウハウや技術等を活用したアウトソーシング（外部委託）を推進します。

平成 13 年 10 月 アウトソーシング基本方針を策定

平成 14 年度～19 年度 技能労務職の業務を民間委託
（電話交換業務、畜舎管理業務など）

平成 20 年度以降 随時検討し、民間委託を実施予定